

平成 2 9 年 度 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

|     |                         |     |        |
|-----|-------------------------|-----|--------|
| 日 時 | 平成 29 年 11 月 27 日 (月)   |     |        |
|     | 午後 3 時 28 分～午後 4 時 54 分 |     |        |
| 場 所 | 中央公民館 第 1 会議室           |     |        |
| 出席者 |                         |     |        |
| 溝 口 | 委員長                     | 本 高 | 管理課長   |
| 林   | 委 員                     | 中 村 | 社会教育課長 |
| 福 島 | 委 員                     | 西 高 | 管理課長補佐 |
| 二 見 | 委 員                     |     |        |
| 藤 井 | 教育長                     |     |        |

議 決 事 項

| 件 名     | 提 案 理 由                  | 審議の状況  | 裁 決 の 次 第 |
|---------|--------------------------|--------|-----------|
| 議案第 5 号 | 大崎町いじめ防止基本方針の改定について      | 特記事項なし | 決 定       |
| 議案第 6 号 | 大崎町就学援助実施要綱の一部改正について     | 特記事項なし | 決 定       |
| 議案第 7 号 | 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について | 特記事項なし | 決 定       |

会 議 要 旨

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 委員長及び委員の報告  
委員長

・別紙のとおり

#### 委員

・学校保健研究会 10.25

虫歯の予防についてを聞いてきました。虫歯予防には、各学校力を入れていと感じました。歯周病になったらどうなるという所まで教えていたことに感心しました。虫歯は体全身に影響が有るという事が低学年から学習になったところも良かったと思います。

・大崎町防災サミット 10.28

鹿児島大学の井村先生が、自分の力で生き抜く熱い情熱を感じた講話でした。そして、最後の方で地域おこし協力隊の二人が分かりやすい〇×クイズをしていたのが印象的でした。

・大崎中吹奏楽部定期演奏会 11.5

今年は1ヶ月近く定期演奏会が遅れてしまい、受験生を持つ親はまだ部活が有るんだとハラハラしていました。演奏を聴くと素晴らしい演奏で感動しました。

・ふれあいフェスタ 11.23

おやじの会で参加して、巡回を2回行ってきました。今回は、学校から制服で参加するように指導が出ていましたのでほとんどの子どもが制服できていました。1人か私服の子どもがいましたが、先生がちゃんと指導しておりました。

#### 委員

・大崎中文化祭 11.2

ボランティア部の和太鼓の演奏に始まり、英語スピーチでは1年生にしては堂々とした発表でした。弁論大会の優秀者発表では、亡きお父さんの悲しみを乗り越えてみんなで頑張っているように打たれました。

・町文化祭 11.3

どの作品も作成された方の思いに完成された作品を見ることが出来ました。舞台発表では、今まで練習された成果を見ることが出来ました。

#### 委員

・大崎中吹奏楽部定期演奏会 11.5

大崎中文化祭、町文化祭、小中学校音楽発表会、大崎中吹奏楽部定期演奏会など見させていただきましたが、大崎中吹奏楽部定期演奏会は本当に素晴らしいでした。そして、引退する3年生に肝付先生がそれぞれにメッセージを送りましたが、子どもの事をよく見ておられて、一人ひとりに合ったメッセージを送られ、子どもにとってはとても良い思いでなる場面でした。

・町内小中学校音楽発表会 11.15

大崎小学校は4年生が参加しましたが、練習になかなか参加できない子がいて気にしていましたが、全員ステージに上がってそれぞれの役割をちゃんと果たしていました。

- 1 青少年赤十字事務局来庁 10.24 (火)
  - ・大崎町で赤十字に入っているところは、大崎小と中沖小と大丸小です。町内3校なのでもっと入ってほしいと推進に来られました。生徒指導主任研修会
- 2 地区学校保健研究会 10.25 (水)
  - ・町の総合体育館でありました。約300人が参加していましたが、文化ホールが無いので体育館を使ったようですが、町の保健部会は虫歯の予防について発表しておりました。
- 3 楠集中・高校長, 肝付町教育長来庁 10.27 (金)
  - ・とにかく中・高入学の受験生を増やしてほしいとの要望でした。今の高校3年生は成績が良いようですが、今度の大学受験で結果を残せばおのずと増えるでしょう。県国体実行委員会
- 4 みんなで考える防災サミット 10.28 (土)
  - ・初めての事でだいぶ心配しておりましたが、補佐の頑張りであれだけの素晴らしい内容になりました。
- 5 都萬神社剣道大会 10.29 (日)
- 6 分館長会 10.31 (火)
  - 金婚式
  - 教頭研修会
  - 教務主任研修会
- 7 県教育週間(7日まで) 11.1 (水)
  - ・1日から教育週間が始まり各学校を回りましたが、学習発表会は多いですが、やはり授業参観になると少ないです。何とか保護者等に学校の全学年の授業を見ていただきたいと考えていますが、もう少し努力しないといけないと思いました。菱田小学校参観
- 8 県庁企画監来庁 11.2 (木)
  - 大崎中文化祭
    - ・素晴らしい文化祭で感動していましたが、校長を覗いたら校長も涙をためていました。今まで何回も言っていますが、本当に大崎中はよくなっています。
  - 野方小学校参観
- 9 町文化祭 11.3 (金)
  - 税の作品表彰式
- 10 都萬神社神舞 11.4 (土)
- 11 九州ビーチバレー秋季大会 11.5 (日)
  - 大崎中学校吹奏楽部定期演奏会
- 12 持留小・中沖小・大丸小学校参観 11.6 (月)
- 13 大崎小・大崎中学校参観 11.7 (火)
- 14 「英語教育フォーラム in kanoya」 11.8 (水)
  - ・鹿屋小学校の発表でしたが、良い発表が有り平成17年から取り組んで

おり、10年後に発表が有り小学校6年生が英語で発表して、良い内容の発表でした。

- 15 主任児童委員との情報交換会 11.10 (金)
  - ・民生委員の定例会後に教育長室で児童委員と情報交換会を行いました。
- 16 土曜授業 11.11 (土)  
大崎小・菱田小・中沖小・持留小学習発表会  
町職員採用試験・面接
- 17 分館対抗駅伝大会 11.12 (日)
  - ・大崎と菱田が同着ぐらいの接戦でしたが大崎が勝ちました。今回も持留分館が皆と同じ条件で戦えるように考えないといけないと思いました。
- 18 教育支援委員会 11.14 (火)
  - ・来年度子ども達が、養護学校が良いのか、支援学級が良いのか、普通学級が良いのかという事で話し合いを持ちましたが、約30名程度の子どもさんを判定していただきました。大崎小学校の1名は養護学校が適していると判定いただけていますが、保護者が納得せず大崎中に通いたいと願っている。
- 19 小中音楽発表会 11.15 (水)
- 20 戦没者追悼式 11.17 (金)
- 21 ふれあいフェスタ 11.23 (木)
- 22 地区教育長会議 11.24 (金)  
地区校長研修会
- 23 県PTA南大隅大会 11.25 (土)
- 24 人権フェスタ 11.26 (日)
  - ・200名程度の参加者がありましたが、途中で退席する方が多くてとても残念でした。
- 25 定例教育委員会 11.27 (月)

## 5 報 告

### 報告第37号 区域外就学について 課長

学校教育法施行令第9条の規定に基づき、別紙のとおり当該教育委員会と区域外就学の協議を行い、これに同意を得て、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

委員長

報告のとおりである。

全委員

異議なし。

【承 認】

## 6 議 案

### 議案第 5 号 大崎町いじめ防止基本方針の改定について

課長

いじめ防止対策推進法が平成 25 年 9 月に施行されてから 3 年が経過し、平成 29 年 3 月に文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しが行われた。鹿児島県においても、平成 29 年 10 月に基本方針の改定が行われたところである。本町の基本方針も平成 26 年 12 月の策定から 3 年が経過しようとしている。

国や県の基本方針の見直しや本町のこれまでの取組を踏まえ、いじめの防止等の対策をより実効性の高いものにする必要がある。

よって、大崎町いじめ防止基本方針の改定を行うため、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 8 条第 1 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

委員長

議案第 5 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

### 議案第 6 号 大崎町就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

課長

大崎町就学援助実施要綱の一部を改正する要綱を次のように改正したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第 8 条第 3 号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

#### 大崎町就学援助実施要綱の一部を改正する要綱

大崎町就学援助実施要綱（平成 23 年大崎町教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「(第 1 学年の 4 月認定児童生徒に限る。)」を削る。

第 4 条第 1 項中「毎年度予算の範囲内において別に定める。」を「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 1 日文部大臣裁定）第 3 条第 2 項に定める別記第 1 号に基づく予算単価の額に準じ、教育委員会が定める。」に改める。

第 7 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条に第 3 項として次の 1 項を加える。

3 就学援助費の支給時期は、各学期（年 3 回）とし、次の各号に掲げる費目については、当該各号に定める時期とする。ただし、新入学児童生徒学用品費については、入学前支給ができるものとする。

(1) 新入学児童生徒学用品費 5 月までに支給（年 1 回）

(2) 修学旅行費 実施された学期（年1回）

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の大崎町就学援助実施要綱は平成29年4月1日から適用する。

【改正理由】

就学援助費の額の算定方法と支給時期を明記するため、本要綱を改正するものである。

委員長

議案第6号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

議案第7号 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の  
制定について

課長

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の一部を次のように改正したいので、大崎町教育委員会行政組織等に関する規則第8条第3号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成19年大崎町教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表第1」に改め、「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

|  |        | 補助金限度額（年額）                            |                              |                                  |
|--|--------|---------------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
|  | 補助対象経費 | 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子） | 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子） | 同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降） |

|   |                                      |              |             |          |          |
|---|--------------------------------------|--------------|-------------|----------|----------|
| 1 | 生活保護法の規定による保護を受けている世帯                | 入園料, 保育料の合計額 | 308,000円    | 308,000円 | 308,000円 |
| 2 | 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯             |              |             |          |          |
| 3 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯         |              | 272,000円    | 308,000円 | 308,000円 |
| 4 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯  |              | 139,200円    | 223,000円 | 308,000円 |
| 5 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯 |              | 62,200円     | 185,000円 | 308,000円 |
| 6 | 上記区分以外の世帯                            |              | —           | 154,000円 | 308,000円 |
|   |                                      | 補助対象経費       | 補助金限度額 (年額) |          |          |
|   |                                      |              | 第1子         | 第2子      | 第3子      |
| 1 | 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯             | 入園料, 保育料の合計額 | 308,000円    | 308,000円 | 308,000円 |
| 2 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯         |              | 308,000円    | 308,000円 | 308,000円 |
| 3 | 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯  |              | 272,000円    | 308,000円 | 308,000円 |

注1 多子軽減の適用に関しては、別表第1第4階層（市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯）以下の世帯については、多子計算に係る年齢制限はなく、第5階層（市町村民税の所得割課税額が77,101円以上の世帯）以上の世帯については、小学校3年生までの兄・姉の数に応じて、多子世帯の負担軽減を図る。

2 多子計算に係る兄・姉については、年齢に上限は設けないが、生計を一にする者に限る。

## 別表第2（第2条関係）

（別表第1，第2共通）

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の補助金限度額×（保育料の支払月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）

3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 所得割課税については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いる。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は平成29年4月1日から適用する。

【改正理由】

国庫補助制度の改正により，階層区分ごとの補助金限度額の変更と，ひとり親世帯等の保護者負担の軽減が拡充されたため，本要綱を改正するものである。

委員長

議案第7号に賛成の方は，挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

7 委員から提出された動議の討論等

な し

8 その他

- ①学校における働き方改革に係る緊急提言について  
課長より報告。

9 翌月の行事等

|           |                        |
|-----------|------------------------|
| 12月 1日（金） | 大崎小学校研究公開 午後           |
| 12月 9日（土） | 土曜授業                   |
| 12月22日（金） | 小・中学校終業式               |
| 12月23日（土） | 町スポーツ少年団交歓大会（ふれあいの里公園） |
| 12月26日（火） | 定例教育委員会 15時30分～        |
| 12月28日（木） | 仕事納め                   |

10 閉 会

会議録署名人

委員長



委員

委員

委員

教育長